

令和2年度第9回

登別市教育委員会会議録

日 時 令和3年1月28日（木）午後4時30分

場 所 登別市民会館 小会議室

## 第9回 教育委員会議事日程

1 日 時 令和3年1月28日（木）午後4時30分

2 場 所 登別市民会館 小会議室

### 3 議 案

報告第15号 登別市教育委員会教育長職務代理者の指名について

議案第20号 令和3年度登別市教育行政執行方針について

### 4. 情報提供

- (1) 令和3年度北海道登別明日中等教育学校の合格状況について
- (2) 公の施設に係る指定管理者の指定について
- (3) 令和2年度登別版「家族の週間」協賛団体施設利用状況について
- (4) 青葉小学校における新型コロナウイルス感染症感染者の発生について
- (5) 令和2年度市内小中学校の卒業式の日程について
- (6) 教育長出席会議について（第2回胆振管内教育委員会教育長会議）

### 5 出席者

（教育委員会4名）

教育長	武田 博	委員	赤井 秀輝
委員	堅田 裕	委員	上村 正人

（事務局10名）

教育部長	堀井 貴之	教育部参与	中島 英治
教育部次長	近藤 正嗣	総務グループ建築主幹	逢坂 義人
学校教育グループ総括主幹	笠井 康之	学務主幹	小野島 晶
社会教育グループ総括主幹	重山 大介	文化・文化財主幹	菅野 修広
図書館長	綿貫 亨	総務グループ主査	相馬 淑香

○**武田教育長**：それでは、本日の委員会は、4名出席されておりますので、有効に成立していることをご報告します。

これより、令和2年度第9回教育委員会を開催します。

本日の議事は、報告1件、議案1件になります。それでは、早速議事に入りたいと思います。

報告第15号「登別市教育委員会教育長職務代理者の指名について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○**近藤教育部次長**：報告第15号について説明させていただきます。議案書は1ページになります。

教育委員会教育長の職務代理者につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規程により、「教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」と規定されています。

これまでの職務代理者は、令和元年11月3日にご逝去された垣内委員の後任として、令和元年11月4日付で赤井委員を職務代理者として指名してきていたところですが、令和2年10月6日付けで赤井委員が教育委員として任期満了となり、先日開催された第3回登別市議会定例会で再任の議決がなされたことから、令和2年10月7日付けで改めて教育長が職務代理者として、赤井委員を指名したことを報告するものです。

説明は、以上になります。

○**武田教育長**：ただいま、報告第15号について説明がありました。ご質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

○**武田教育長**：よろしいですか。

それでは、報告第15号については、終了いたします。

次に議案第20号「令和3年度登別市教育行政執行方針について」、事務局から説明をお願いします。

○**中島教育部参与**：本日配布いたしました教育行政執行方針（案）をご覧ください。説明いたします。

12月の第8回定例教育委員会において、執行方針の骨子となる重点施策の概要について情報提供させていただきましたが、本日は原案を作成しましたので、その説明を行います。

これからの日程ですが、表現・字句の修正等を重ね2月に予定されております令和3年第1回定例市議会に提案いたします。

本日は、原案の段階ではありますが、令和3年度教育行政執行方針の承認をいただき、2月に開催予定の第10回定例教育委員会の席で、正式な内容の報告をさせていただきます。

原案は横書きですが、正式なものは縦書きになります。重点項目をゴシック体で示し、注目していただきたいワードにアンダーラインをつけました。それでは、説明いたします。

まず、現状認識を1ページに示しました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による環境の大きな変化があったこと、GIGAスクール構想などによる学びの保障を進めながら、教育施策を進めることを記述しております。

2ページをご覧ください。引き続き「①地域とともにある学校づくり」を基軸に進める意味を込め、冒頭に位置付けました。方策として、学校コーディネーターの配置を拡充し、学校を核にした地域づくりから子どもたちを育成することを示しております。

次に学校教育です。3ページをご覧ください。「②幼保小連携」については、これまでの研究を生かし、スタートカリキュラムの効果的な活用により円滑な接続を図ることとしております。「小中一貫教育」では、中1ギャップ問題の解消や未然防止について、記載はありませんが、鷺別中学校・鷺別小学校・若草小学校を推進校に指定しまして、道教委の加配教諭の配置もいただきながら、不登校児童生徒の減少などに努めてまいります。

4ページの「③確かな学力の向上」については、とくに小学校算数科に焦点をあてた取組を行います。「学校図書館」については、新たに中学校にも学校司書を配置します。今年度、まずは2校に1名を試行的に配置し、今後段階的に増員できればと思います。

5ページの「④英語教育」については、4年生での英検Jrの実施や中学校で3級検定料半額補助の取組を継続し、外国語指導助手(ALT)との交流により、小学校の早い段階から英語に触れる機会を拡充することを記載しております。

5ページから6ページの「⑤教職員の指導力の向上」については、今年度から中学校で全面実施となる新学習指導要領の着実な実施と、先日、大きく報道されました、小学校高学年の教科担任制を、5・6年生の英語科を中心に、今年度で2年目になりますが幌別小学校・幌別東小学校・幌別西小学校の3校で実施いたします。「学校環境の整備」では、今年度新たに校務支援システムを導入すること、学校給食費の徴収方法を変更することで学校における働き方改革を推進することを記載しました。

6ページから7ページの「⑥ICTの活用」については、令和の時代のスタンダードこれは文部科学省がしばしば使う表現ですが、これからは、一人一台のタブレット端末を今までの鉛筆や消しゴムのように当たり前にある文房具のように使えるようにしなければなりません。それを教員が使いこなせるようにしなければなりませんので、研究と実践の必要性を述べています。

端末導入と関連して一部の教科で指導者用と学習者用のデジタル教科書を導入し、紙の教科書とデジタルの教科書をハイブリッドに使用していく効果を検証していきます。

7ページから8ページの「⑦豊かな心の育成」については、今まさに、報告書の作成に入っています重大事案を受けまして、考え、議論する道德の授業を中心に生命を大切にす心やいじめを許さない心を育むことを記載しました。また、増加し続けているスマホ所持率について、具体的な数字をあげて、啓発に終わることなく、子どもたちが主体的にメディアとの接し方を考える必要性を記載しました。

8ページの「⑧不登校・いじめ対策」については、あまり聞き慣れないワードと思いますが、SOSの出し方に関する教育を盛り込みました。小・中学生、高校生の自殺が増えていることを受けて、昨年9月に道教委が作成しました研修資料をもとに胆振管内の学校でも、これに関する研修を行うことが求められています。

9ページの「⑨安全対策・安全指導」「⑩体力の向上」については、学校の新しい生活様式を踏まえて教育活動を行うこと、コロナ禍で減少した健康・体力づくりを促していくことを記載しています。

10ページの「⑪学校の適正配置」については、地区別検討委員会を設置し、統廃合に向けた取組を推進していきます。

「⑫特別支援教育」については、福祉部局との連携を強調しました。

11ページからは「社会教育」になります。

「⑬ふるさと学習」については、12ページのアイヌ文化にありますようにアイヌ文様のタペストリーの設置を行い、全ての小中学校に設置を終える予定です。また、本市出身のアイヌ民族の功績を紹介する看板を整備いたします。

「⑭家庭教育」にあります家庭教育学級は内容を充実して実施します。昨年度まで実施していた通学合宿についての記載がありませんが、今年度からは実施しないこととしました。

13ページの「⑮青少年の健全育成」については、実際には不審者対策を行っているだけではありません。祭典の巡回や街頭指導もしていますので、今後、もう少し内容を盛り込みたいと思います。

「⑯文化・スポーツの振興」については、これまでの会議でもお知らせしてきましたが、小学校に加えて中学校にも学校開放事業を拡大します。14ページのポールフェスタや延期となっていたオリパラの事業によって、共生社会への理解を広げてまいります。

また、生徒数の減少によって存続が難しくなっている部活動について、以前から地域への移行を検討していくことが必要となっていました。教職員の働き方改革と関連して、休日の部活動を地域に移行しようとする国の動きに遅れないように、スポーツの在り方検討委員会を設置していくこととしました。

14ページから15ページの「⑰学校給食」については、衛生管理の徹底と安全で安心な給食の提供という大原則を、「⑱図書館」については、電子図書館の利用促進を記載しております。

16ページの後書きでは、これもいろいろなところで使われている「誰一人取り残さない」社会の実現が、私たちの大きな使命と考えておりますので、そのような内容の記載にしました。

基本的な重点施策は固まりつつありますが、まだ原案段階であります。

本日お渡ししてすぐにご意見をいただくのも難しいとは思いますが、何かご意見がございましたら、この場でも、後日でもお電話でも構いませんので、連絡をお願いしたいと思っております。以上でございます。

○武田教育長：ただ今議案第20号について、説明がありました。まだ案ということでございますが、修正、ご意見などございませんか。

(「ありません」の声あり)

○**武田教育長**：それでは、議案第20号は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○**武田教育長**：それでは、議案第20号については原案のとおり決しました。

以上で本日の議事は全て終了しました。

その他、事務局から情報提供などありましたらお願いします。

○**小野島学務主幹**：別冊資料の1ページをご覧ください。令和3年度北海道登別明日中等教育学校の受検・合格に係る現時点の状況を情報提供いたします。

今年度、本市では41名が受検し、昨日時点で若草小の追加1名があり35名の合格となっております。

入学予定者への決定通知書の交付、それを受けた入学意思確認書の中等教育学校への提出は既に終了しております。

入学辞退者が出た場合は合格者の追加が行われ、追加は来月26日（金）までとなっておりますので、最終的な合格者数は多少の増加も想定されます。

以上です。

○**武田教育長**：ありがとうございました。次に2番目。

○**重山社会教育グループ総括主幹**：社会教育施設に係る指定管理者の指定について、情報提供いたします。情報提供資料の2ページをお開きください。

令和3年3月31日をもって指定管理期間が満了する施設である登別市民プール、岡志別の森運動公園および川上公園Bゾーン、登別市民会館、鷺別公民館、登別市総合体育館、登別市営陸上競技場について、令和3年4月1日からの新たな指定管理者の指定に関して令和2年第4回登別市議会定例会において議決されたところであります。

今回の指定管理者の指定につきましては、従来5年間としておりました指定管理期間を今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、今後5年間の収入等を算出することが難しく、市、指定管理者ともにリスクが大きいことから指定管理期間を令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間としております。

また、指定期間を1年間としたことから、新たに指定管理者を公募するのではなく施設を熟知している現在の指定管理者を指定したところでございます。

登別市民プール、登別市民会館、鷺別公民館、登別市総合体育館、登別市営陸上競技場については、一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団、岡志別の森運動公園川上公園Bゾーンについては、北海道曹達株式会社幌別事業所となっております。以上です。

○**武田教育長**：次に3番目。

○**笠井学校教育グループ総括主幹**：3ページ、「令和2年度登別版「家族の週間」協賛団体施設利用状況について」であります。

こちらにつきましては、11月14日から11月21日まで実施しました同事業の協賛団体の利用状況を取りまとめましたのでご報告いたします。

表の一番上の行が協賛団体名、左側の列が学校等名になります。

人数の欄は、2つの欄がありますが、左の欄は各施設を利用した児童生徒数、右の欄は、左の欄の数に同行した保護者等の数を加えた合計の利用者数を記載しております。

今年度の児童生徒と保護者等の利用延べ人数は、表右下に記載のとおり、380人となっております。

参考として前年度の実績を一番下に総合計のみ記載しておりますが、令和元年度の利用延べ人数は1,282人でしたので、比較すると、今年度の利用者は昨年度の3割程度と大幅に減少しております。

これは、11月以降、道内で新型コロナウイルス感染症の新規感染者が急拡大していたことにより、対象者が施設の利用を控えたことによるものと考えております。以上です。

○武田教育長：続いて情報提供はございませんか。

○笠井学校教育グループ総括主幹：4ページ、「青葉小学校における新型コロナウイルス感染症感染者の発生について」であります。

委員の皆様には情報提供しておりましたが、資料に記載のとおり、1月16日に青葉小学校の児童1人の感染が判明しました。

室蘭保健所の指導により、感染状況を把握し、感染拡大の防止を図るため、児童の所属する学級を1月17日から1月28日まで学級閉鎖とし、万全を期すため、児童が所属する学年を1月22日まで学年閉鎖しました。

その後、1月19日に関係する児童及び教職員のPCR検査を行い、同日、全員が陰性となっております。以上です。

○武田教育長：続いて5番目。

○近藤教育部次長：資料の5ページをご覧ください。

「令和2年度卒業式出席者の調整について」という表が載っております。

例年、教育委員のみなさんの都合のつく範囲で卒業式への出席をお願いしておりましたが、今年は新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、各学校とも開催にあたっては来賓の出席をお願いしないこととしておりますのでその旨ご報告いたします。よろしく願いいたします。以上です。

○武田教育長：それでは、情報提供1から5までありましたが、ご質疑、ご意見いただきたいと思っております。

(「ありません」の声あり)

よろしいですか。それでは質問がないということで事務局からの情報提供は終わらせていただきたいと思います。

次にお手元の資料が届いていると思いますが、1月13日に管内の教育長会議が開催されましたので私の方から情報提供をさせていただきます。

例年、この会議は胆振教育局が各市町の教育の推進計画ができる前に管内としての教育推進状況を示したいということで開催しているところでございます。

資料にあるとおり大項目「オール胆振で教育効果の高い学校づくり」を進めるということで重点を決めております。

1 ページ目、1 から 4 の大項目は例年とそれ程変わりはありません。それぞれの重点の中身で若干変わったところを説明が特にございました。

重点①の「学力・体力の向上」のなかでは、2 の個別最適な学びと協働的な学びの実現が取り上げられております。これはコロナも含めての話でございますが、1 人 1 台端末を、或いは遠隔オンライン教育に適応した公共の整備が高められてきたというようなことから、ここで取り上げたということでございます。

また、3 ページ、重点 2 では「豊かな心の育成」ということで、先ほど参与の方からも取り上げられておりましたが、教職員研修資料「SOS の出し方に関する教育」という項目を新たに加えました。また、②の「ふるさと教育の推進」については、「北海道いぶり五大遺産」と称しまして炭鉄港、縄文遺跡群、洞爺湖有珠山ジオパーク、アイヌ文化、むかわ竜、と胆振の五大遺跡を前面に出し、これまでは、ウポポイを中心に取り組んできましたが、今後は胆振の五大遺産の価値や魅力を発信していくということです。

次に 4 ページ、重点 3 「生活習慣の改善」については、1 人 1 台の端末の整備のあと、ICT を活用した家庭学習の推進を図るということで取り上げていくということで①家庭学習の充実となっております。

次に②こどもたちの生活リズムの定着を図るということで、「管内アウトメディアフォーラム」を継続していくということが取り上げられております。これは継続の取組となっております。

次に 5 ページ、重点 4 の「学校力の向上」ということです。これは、働き方改革の推進でありまして、道のアクションプランを見直しながらしっかり取り組んでいこうということでございます。中には部活動の方針の徹底の周知などがあります。

また、②では教職員の服務規律の確保というようなことが取り上げられてございます。今後は、市、町、学校ではこれに沿った取組をしていってほしいということでございます。私の方も教育行政執行方針の中で取り入れながら文言整理をして来年度の執行方針としていきたいと考えております。

それから、企画総務課所管事項の資料があると思います。これはあくまでも資料として提出されたものでありますけれども、1 から 4 については、取組状況ということで、特に説明があったのは令和元年度教職員の時間外勤務の実態調査の資料でありました。それは前回、平成 28 年度と比較してどんな動きとなっているかという説明でした。

1 ページにありますように、① 1 週間あたりの学内勤務時間は、1 番多い副校長、教頭等で 59 時間ということになっていました。平成 28 年度の 61 時間よりは少しは短くはなっているんですが、依然として教頭、副校長の勤務時間は長いというところでございます。②勤務時間を月 45 時間以上行っていた方の割合としましては、主幹教諭・先生方の中で学校種別のなかでは中学校が一番多いと。前は 83.5% が月 45 時間行った方が 73.9% と、9.6 ポイント減少していますよという説明が



ありました。これらについては、大きくは部活動が影響したのかと。2ページにありますように部活動顧問をしている先生の勤務時間が多くなっております。それぞれ項目に沿ってデータを比較してございますけれども、特に取り上げてからアクションプランに基づいて少しずつではありますけれども進んでいるという評価がありますので後で項目毎に比較など見ていただければと思います。

次は、3ページの1年単位の変形労働時間制の取組について説明ありました。

1ヶ月を超えて1年以内の期間を平均して1週間当たりの正規の勤務時間となることを条件に業務の繁忙に応じて勤務時間を配分することを認めるという制度です。文部科学省が昨年12月に特措法の改正法が成立してそれを自治体が受ける形で、この12月に道議会4定で全国で1番早く条例化されました。それに基づいて各市、町の規則を改正し、これに取り組むということになりました。管内の状況からいいますと昨年の秋口の調査では、取り組むという意志を表した市町は8市町ありました。ただ、直ちに取り組むかということに関しましてはなかなか組合との話し合いだと個別に校長先生が条件に叶った方に付与していくわけですから、その辺はもう少し勉強会をしたり詰めなければ、一気にそこに持って行けないのでは、という意見もありました。

従って多くは様子を見ながら令和4年度を目処に取り組んでいきたいとお話がありました。そこで疑問がありましたけれども、局は詳細はわかりませんでしたので本庁に確認してということでした。いろいろと取組に対する意見が出てきましたけれども実際に取り組む前に各市町村それぞれで規則改正すればいいことでないのかと。道教委は条例は改正したけれども実施にあたっては再度組合と交渉していくということですので、我が市としても少し様子を見ながら変形労働時間の規則改正に踏み込むかについては判断をさせてもらうという状況であります。

その他の情報でありますけれども国の現行教職員の定数については、基礎定数と加配定数と2本立てになっていますが、1クラス40名が原則でございましたが来年からは35人学級となります。35人学級の制度は作ったけれども財政的な措置がないため加配を取り崩して移行させていき少人数制に対応していくと。国の情報など聞きましたら全校で35人学級にするには8万人くらい全国で必要になります。そのうち児童生徒数が減少していくので5万人くらい先生の不要数も減少になる。あとの3万人は既に加配で地方に配置しているので、そこを振り替えると。従って8万人増えるといいながら実態としては生徒の減少もあるから1つも増えないということなんですね。国は特別に財政措置をしてくれませんので、この初年度については、先行している加配制度の中から少人数に充てていくというお話でした。登別を含む胆振管内では今、加配は「指導方法工夫改善」という各学校の努力に応じて先生方を充てていく枠があるようですが、それが65名くらい胆振に配置されていると。その中から8名くらいを「指導方法工夫改善」を外して定数35名学級に充てていくので加配人数としては8名くらい減になるというお話です。実態は、これから進めていくので、個別に対象の学校が出てくると思いますので登別市にとっても加配の減は避けられないとお聞きしました。

もう一つ、胆振教育局には、教育支援課というのがあるんですが、そこは具体的な事業をそれぞれの市町村に発信しているのですが、その中の一つに先ほど参与から執行方針にもありましたデジタル教科書の実証事業を活用してこれから進めます、ということでした。小中学校併せて2分の1の学校に手を挙げればデジタル教科書を配布

して実証をしますと、実証ですから同一科目でなく小学校の5, 6年生、中学生がいろいろな教科、例えばみんな同じ英語ではなくてA校は英語でもB校は数学、というふうに割り振りながらアンケートをして国で集約する。そういう仕組みの実証事業です。

条件としては、本年度中にパソコンなどの環境が整っているということです。胆振管内でも未設置の所はありますが、登別市は整っております。

その他、いろいろマニュアルがございますけれども、危機管理だとか、いじめ防止とか、そういうものについて、時代に合わせてしっかり見直しをしていただければというお話がございました。先ほど参加からお話がありましたが、小中のいじめについても、この教育支援課の方で取り扱っております。

会議の内容としてはそういうところでございましたが話の中で何か質問があれば。

○**赤井教育委員**：今朝の新聞で教科担任制がされるということで、22年度から始めるということであれば、先ほど説明のなかで西小と東小と幌小が進めているというところであると、他の学校も黙ってられないかと、そういう状況でないのかなと思うんですね。私が気になったのは、今まで算数なんかは少人数指導がいわゆる2クラスを3つに分けてTT入れて3人の担任の体制で少ない人数で算数を教えていた。そういう進め方をしていた学校もあるんですけどね。だから、切り替えが大変かなという気持ちは持っていますね。以上です。

○**中島教育部参与**：今年度2年目に入っているのですがけれど、学校力向上の事業で地域協議会を年間に4回開いて、今やってきた3校でこんな課題があると。高学年の専科指導にこんな課題があって、こんな利点があってというところを市内の全校の校長先生に集まっていたいて、その成果を還元している、課題点をお知らせしているということをやっているのです、その3校で進んでいますけれど、これから実際になっていく上での参考にさせていただけると思います。

○**赤井教育委員**：わかりました。もう一点よろしいですか。

教育長からいただいた企画総務課の印刷物で、働き方改革についてグラフを見ていくと、取組が実際にされているところとまだ進んでいないということがグラフを見ていろんなことに気付くんですけども、難しい部分は、それぞれ実際に現場で取り組みながら感じていることがあると思うので、このあたりが環流できるような形でさせていただけるともっと進んでいくのかなと思っていました。

今後、それぞれ取り組んでいく様子を知りたいなど。今までの学校の取り組み方が大きく変わっていくのではないかな、地域の人も入れたりね、いろんな形で変わっていくんでないかなと興味を持って見ていく。そんな状況です。以上です。

○**武田教育長**：地域によって随分違いがあるようで、例えば先ほど話した変形労働時間制の取組については、あるマチの教育長さんは、自分は苫小牧で勤務経験があり、先生達の業務が膨大だったただけけれども、今、3,000人くらいの教育長になってみて、やることはたくさんあるただけけれども、どうしても取り組まなければならないことは随分少ないと。従って変形労働時間も統一的にやるといっても無理があるのでは

ないかと、それぞれの地域事情、学校事情によってそれぞれの地域で判断していくことがよろしいのではないかという意見が出ていました。

例えば苫小牧ですと、時間が終わった後に保護者の方からの相談だとか子どもの問題行動への対応とか、そういうことが切れ目なくあったと。ところが、田舎の1校1校しかないところでは、ほとんどそういうことは起こりえないと。ということもあるのでそういうことも含めて、それぞれのマチの実情に応じながら取り組むべきではないかと、まさに、多様ななかでの選択をしていかなければならないと思っています。

変形労働時間も働き方改革のためということではなくて、あくまでも先生方が昔言われていた「まとめどり」の形ですから、どこかではみ出た分を長期の休業期間中に連続して取ると。そういうことも含めて全体の中で健康の面からもトータルで働き方にも繋がってくるだろうと。そんなことで勤務状況をみながら進め、できるだけ先生は先生らしい仕事をすると。従って、給食費の徴収だとか校務支援システムを導入することで先生本来の業務に負担なく入ってもらえればと思っています。

他に何かありませんか。

(「ありません」との声あり)

無ければこれで教育委員会を終了したいと思います。

最後に2月の教育委員会の開催日について予定したいと思いますが、次回の開催日について事務局の方で案があればお願いします。

○**近藤教育部次長**：2月の教育委員会につきましては、2月25日木曜日16時30分から、と考えております。

○**武田教育長**：それでは、事務局より提案のありました2月25日木曜日ということですが、皆様のご都合はいかがでしょうか。

(「大丈夫です」との声あり)

○**武田教育長**：それでは、決定とさせていただきます。詳細につきましては、後日事務局よりお知らせ願います。以上で本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。